

---

## 2064. 貨物情報切替登録

---

業務コード	業務名
CHG	貨物情報切替登録

## 1. 業務概要

当初海上貨物として輸出予定であった貨物について、航空機に搭載する場合、海上貨物から航空貨物へ切り替える旨をシステムに登録する。

本業務により、切り替えが可能な貨物は、以下のとおりである。

- ①海上貨物としてシステムにより輸出等許可された貨物で、1ヶ所の保税地域に全量蔵置されている貨物。
- ②海上貨物として船卸された仮陸揚貨物で、1ヶ所の保税地域に全量蔵置されている貨物。

また、登録した切替情報は、本業務により「貨物情報切替確認登録（CHH）」業務までの間、任意に訂正及び取り消しができる。

なお、後続のCHH業務が実施された時点で、海上貨物から航空貨物への切り替えが行われる。

また、本業務で作成された航空貨物に対して、「混載仕立情報登録（HDF01）」業務等で更新等を行う場合は、「一括搬入確認登録（BIL01）」業務実施後に行う必要がある。

## 2. 入力者

通関業、保税蔵置場、CY、NVOCC、海貨業

## 3. 制限事項

なし

## 4. 入力条件

### (1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②保税蔵置場またはCYが行う場合は、入力者が管理する保税蔵置場またはCYに蔵置されていること。
- ③訂正及び取り消しの場合は、貨物情報DBに登録されている貨物情報切替登録者であること。

### (2) 入力項目チェック

#### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

#### (B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

### (3) 貨物情報DBチェック（海上）

入力された貨物管理番号について以下のチェックを行う。

- (A) 貨物管理番号に対する貨物情報DBが存在すること。
- (B) 輸出貨物、積戻し貨物または仮陸揚貨物のいずれかであること。
- (C) 輸出貨物または積戻し貨物の場合は、以下のチェックを行う。
  - ①システムにより輸出等許可済となった貨物であること。
  - ②「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等で航空貨物への変更が行われていること。
  - ③輸出許可内容変更申請承認済みであること。
- (D) 貨物手作業移行されていないこと。
- (E) 1ヶ所の保税蔵置場またはCYに全量蔵置されていること。
- (F) 蔵置場所がシステムに参加している保税地域であること。
- (G) コンテナ詰貨物でないこと。
- (H) 「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務により仕分親となっていないこと。
- (I) 貨物取扱許可申請中でないこと。
- (J) 見本持出許可申請中でないこと。
- (K) 訂正保留中でないこと。
- (L) 保税運送申告中でないこと。

- (M) 保税運送承認済みの場合は、承認に係る運送が完了していること。
  - (N) 他所蔵置許可申請中でないこと。
  - (O) 「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務により以下の登録がされていないこと。
    - ・ 亡失届受理
    - ・ 滅却承認
    - ・ 現場収容
    - ・ 税関内収容
    - ・ その他の搬出承認
  - (P) 貨物差止め登録がされていないこと。
  - (Q) 事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。
  - (R) 登録の場合、CHG業務が行われていないこと。
  - (S) 訂正及び取り消しの場合、CHG業務が行われていること。
  - (T) 訂正及び取り消しの場合、CHH業務が行われていないこと。
- (4) 輸出貨物情報DBチェック（航空）
- (A) 登録の場合
    - 入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報DBが存在しないこと。
  - (B) 訂正及び取消しの場合
    - ①入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報DBが存在すること。
    - ②本業務により作成された貨物であること。
    - ③保税運送申告されていないこと。

## 5. 処理内容

- (1) 入力チェック処理
  - 前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。
  - 合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）
- (2) 貨物情報DB処理（海上）
  - 入力された貨物管理番号について以下の処理を行う。
  - (A) 登録の場合、海上貨物から航空貨物へ切替登録された旨を登録する。
  - (B) 取消しの場合、海上貨物から航空貨物へ切替登録された旨を取り消す。
- (3) 輸出貨物情報DB処理（航空）
  - 入力されたAWB番号について以下の処理を行う。
  - (A) 登録及び訂正の場合
    - ①AWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、海上貨物から航空貨物へ切替登録された情報を更新する。
    - ②AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報を作成し、海上貨物から航空貨物へ切替登録された情報を登録する。
  - (B) 取消しの場合
    - ①海上貨物から航空貨物へ切替登録された情報を取り消す。
    - ②本業務により作成された貨物の場合は、輸出貨物情報を削除する。
- (4) 出力情報出力処理
  - 後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
貨物切替通知情報	登録または訂正の場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 登録または訂正の場合 (2) 保税地域の管理者と入力者が異なる場合	保税蔵置場、CY
貨物切替取消通知情報	取消しの場合	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 取消しの場合 (2) 保税地域の管理者と入力者が異なる場合	保税蔵置場、CY

7. 特記事項

本業務が行われた場合、当該貨物に対して、「貨物情報切替登録呼出し（CHG11）」業務、「貨物情報切替確認登録呼出し（CHH11）」業務、CHH業務及び「貨物情報照会（ICG）業務」以外の海上業務は実施不可となるので留意すること。